河西部地域包括支援センターだより

今月のテーマは「**認知症とともに生きる共生社会の実現」**です。

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。認知症は誰もがなる可能性があります。でも、すぐに何もできなくなってしまうわけではなく、できることもたくさんあります。 **認知症の方も、そうでない方も、当たり前に地域で暮らしていくことのできる社会が共生社会です。**

認知症のAさん もの忘れが増えたけど… 新しいことが覚えにくく なったけど…





Bさん 友人のAさんが認知症に なったけど…

福祉ひろばの教室には 通い続けたいぞ!

やりたいことも いっぱいあるぞ!

昔から得意なことは 今だって得意だぞ!` Aさんに声をかけて 一緒に福祉ひろばに 行けるようにしたいな。

サポートすれば、Aさん もやりたいことができ、 そうだな。



認知症でも認知症じゃなくても、誰もが安心して自分らしく暮らしていく事のできる社会になると良いね。

認知症への正しい理解を広げるため、松本市 独自のキャッチフレーズを作成しました! □



【裏面あり】



まつもとミーティング

認知症の方本人とその家族、その他一緒に活動したい仲間が参加する集いの場です。ご本人はご本人同士、ご家族はご家族同士で話をする場もあります。

月1回行われ、誰でも参加いただけます。

まつもとミーティングに参加しているご本人の声

(認知症思いやりパスブックVol.8より)

私はすぐに忘れちゃう けど、声をかけてくれ るから続けられる。

家族が大変だから、 家族が息抜きできる 機会があればいいな。

仲間で集まれるのは 安心感がある。 /



もっと来る人が増えるといいな。

「行ってみたい」「もう少し詳しく知りたい」という方は、お近くの地域包括支援センターまでお問い合わせください。

成年後見制度相談会のお知らせ

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します

日時:10月22日(火) 午後1時30分から4時(要予約)

会場:松本市役所本庁舎 北別棟1階 相談室1

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課 福祉担当(電話:34-3237)

またはお近くの地域包括支援センターまで

河西部地域包括支援センター(高齢者の相談窓口) 電話 48-6361 FAX 48-6362

